

編集委員会からのお知らせ

『ヴィクトリア朝文化研究』第15号は、2017年11月に発行の予定です。会員の方々はふるってご投稿ください。投稿の締切は、2017年6月末日です。投稿規程、掲載論文の著作権および転載許可願いについては、以下をご覧ください。

投稿規程

1. 投稿原稿は論文のみとする。編集委員会が審査し、採否を決定する。
2. 投稿資格は会員であり、当該年度の会費を納入した者であること。ただし協会主催の講演、シンポジウム等に基づいた論文の場合、本学会会員以外の原稿を掲載することがある。
3. 投稿原稿は未発表のものであること。ただし、口頭で発表されたものは投稿可。
4. 投稿原稿は、本学会の設立趣旨に沿い、広くヴィクトリア朝文化に関わる学際的な視野を持つものが望ましい。(学会の設立趣旨に関しては、本学会会則第2条およびHPを参照のこと。)
5. 投稿原稿はMicrosoftWordファイル形式(.docx, .doc)あるいはリッチテキスト・ファイル形式(.rtf)で保存すること。
6. 分量は、和文の場合20,000字以内(40字×30行で16.5枚程度、図版を含む)、英文の場合8,000語以内(65ストローク×25行をめやすに約29枚、図版を含む)とする。和文の論文には上記英文の要領で英文要旨(1枚)をつける。
7. 著作権のある図版等を使用する場合は、あらかじめ許可を得ておくこと。投稿者は、現住所・電話番号・メールアドレス・氏名・所属・職位を明記した別ファイルを同時に提出のこと。
8. 引証の形式は、MLA、APA、シカゴスタイルなど各自の専門分野の慣行に従うこと。
9. 原稿ファイルの送付先は、「victorianstudies.japan@gmail.com」。メールの表題を「『ヴィクトリア朝文化研究』投稿」とすること。印字原稿の送付は必要としない。

著作権および掲載論文の公開について

1. 『ヴィクトリア朝文化研究』に掲載される論文(書評等を含む、以下同)について、本会は以下の方針を適用する。この方針は第9号掲載分以降に対して適用する。
2. 本誌掲載論文の著作権は日本ヴィクトリア朝文化研究学会に帰属する。

3. 掲載号発刊後12箇月が経過した論文は、PDFファイルで本会ホームページ上に一般公開する。
4. 執筆者個人がインターネット上に本誌掲載論文を公開する場合は、本会ホームページ上にあるPDFファイルへのリンクという方法をとることとする。個人のウェブサイト内で別フォーマットのものを公開してはならない。
5. 執筆者個人がインターネット上に本誌掲載論文を公開する場合は、以下の条件を満たさなければならない。
 - (a) 掲載号発刊後12箇月が経過していること
 - (b) 権利表示を行うこと
 - (c) 出典表示を行うこと
 - (d) 公開された文書の利用は著作権の範囲内に限られる旨の表示を行うこと
6. 執筆者個人が自身の著書等に本誌掲載論文を転載する場合は、事前に本会事務局に申し出て許可を得なければならない。

転載許可願について

1. 上記第6項にあるように、本誌掲載論文(研究ノートおよび書評を含む)を転載する場合、転載許可が必要です。本会ホームページからダウンロードした申請用紙(「転載許可願」)に、必要事項を記入の上、電子メールで事務局までお送りください。

優秀論文賞規程

- (名称) 本賞は日本ヴィクトリア朝文化研究学会優秀論文賞と称する。
- (目的) 本賞は本会会員の学術研究の奨励と、日本におけるヴィクトリア朝文化研究の振興を目的とする。
- (対象) 会誌『ヴィクトリア朝文化研究』各号に掲載された論文のうち優秀なもの1編を受賞の対象とする。受賞に値する論文がない場合には、受賞に準ずる論文を佳作に選出することもある。
- (賞金) 本賞の賞金は5万円とし、学会会計より支出する。佳作の賞金は3万円とする。
- (審査) 審査は会誌編集委員会が行なう。編集委員長は、必要に応じて編集委員以外の会員にも参考意見を求めることができる。
- (発表) 本会総会において当該年度の受賞論文を発表し、受賞者を表彰する。
- (改正) 本規程の改正は運営委員会、理事会の議によって行なう。
- 付則 本規程は平成23年11月19日より施行する。